

秋季入学に関する課題への対応策と必要な考慮点等について

目次

関係府省からの聴取により、文部科学省において整理
影響額についても文部科学省における試算（要精査）
（2020年6月5日時点）

（1）制度設計の基本的な課題

- ・学びの保障 1
- ・義務教育開始年齢の遅れ、国際化への対応 2
- ・全国一律の学年末の延長 3
- ・義務教育期間の延長 4

（2）就学前教育、保育・育児に関する主な課題

- ・就学時期に関する保護者等の不公平感 5
- ・保育士やスペースの確保 6
- ・放課後児童クラブにおける待機児童 8

（3）教育に関する主な課題

- ①教職員
 - ・教職員の増員 9
 - ・教職員の定年等 10
- ②学校施設 11
- ③部活動の全国大会等の日程変更等 12
- ④入試の実施時期の調整 13
- ⑤各種国家資格試験の実施時期の調整 14
- ⑥教育費用
 - ・追加的な教育費用負担 15
 - ・高等教育機関の授業料収入 16
- ⑦実務（学校における指導等）への影響
 - ・指導計画の変更、長期休業中の指導 17
 - ・発達段階に伴う指導上の困難 18

（4）社会全般に関わる主な課題

- ①卒業時期の後ろ倒しに伴う労働力に関する課題
 - ・教員以外の労働力 19
 - ・医療、介護、福祉等の専門職 20
 - ・中学生・高校生・大学生等の就職 21
- ②扶養、子育ての支援に係る給付等
 - ・各種手当の受給資格等 22
- ③国民意識・国民の生活慣習
 - ・転勤時期 23
 - ・国民の季節感、修学旅行、生花など 24
 - ・文化・スポーツ行事 25
- ④義務教育の終了時期の変更に伴う影響
 - ・義務教育中の受刑在院者の処遇施設 26
 - ・労働者の最低年齢 27
- ⑤その他
 - ・学生の逸失利益 28
 - ・移行期の競争激化 29

※なお、本資料は、「秋季入学」とする場合に生じる課題を想定しておくため、仮に、9月1日を学年の始期とし、2021年度以降の小学校の入学生の範囲を9月～翌8月生まれの者とする場合（パターン1：1年での一斉実施、パターン2：5年での段階的实施）を提示して、関係府省から課題を聴取したものであるが、「秋季入学」とする案はこれに限定されるものではない。

課題の概要

- 感染症まん延の第2波、第3波が生じた場合を考えると、秋季入学により学年の終期を遅らせることによって、学びの保障ができるのか。

対応策

- 以下の手段を組み合わせることで、今後、感染症まん延の第2波、第3波が生じた場合であっても、確実に学びの保障ができる環境を整備する。(特に、2020年度は、通常より長い期間の中で授業時間を確保する)
 - ・衛生管理マニュアルに従った登校日の設定や分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間や土曜日の活用などによるできる限りの学校における教育活動の確保と、自宅等でのオンラインを含む家庭学習の組合せによる学習の確保。
 - ・上記の取組を行ってもなお、2020年度に当初予定していた内容の指導を終えることが難しい場合の特例として、
 - ①次年度以降を見通した教育課程編成
 - ②学校の授業における学習活動の重点化
 - ・それを支える人的・物的体制の整備
 - ・加配教員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の追加配置
 - ・ICTを活用したオンライン学習ができる環境整備
(GIGAスクール構想の前倒し実現等)
 - ・入試の実施時期の柔軟な対応などの工夫

備考

- 教育の専門家において、家庭等の投資の差がある中では、9月まで学年を延長することで、学力格差はむしろ拡大するリスクがあるとの指摘がある。
学習困難な層への適切な支援が必要となる。
- 全国的な文化・スポーツ行事など、今年度の学年の終期を延長したとしても、全く同じ行事を来年8月までの間に再度実施することは困難なものがある。

課題の概要

- 移行期の学年の児童の義務教育就学年齢が6歳より遅れる。

対応策

- 現在の在學生に生じる教育の遅れを、移行以後には影響させないようにするため、2021年8月までに6歳となる児童を同月小学校へ入学させることで、これらの児童より下の年齢の児童について義務教育開始年齢の遅れを発生させないこととする。

(さらなる課題)

- 上記の措置を講じた場合には、以下の課題が生じるが、それぞれ後述。

※就学前の幼児のクラスの分断 ⇒ P.5

※1学年に属する児童が増加することに関する課題

- ⇒ 教員：P.9
- ⇒ 施設：P.11
- ⇒ 指導：P.18
- ⇒ 就職等：P.29

備考

⇒ 現在の在學生と同様に、本来2021年4月に小学校へ入学する予定であった児童で構成される学年団（約100万人）が義務教育の開始・終了が5か月遅くなる（中学校卒業時、最年長で16歳4か月）ことについては、早期卒業や飛び入学制度の活用が考えられるが、成績優秀者等を対象とするため、効果は限定的。

パターン2の場合は、義務教育の開始・終了が4か月～1か月遅れる児童（約400万人弱）も生じる。

<参考：義務教育開始年齢の例>

5歳：イギリス

6歳：アメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリア、
ブラジル、インド、中国、韓国

※下線は制度上学校開始時に5歳児も存在しうる国

課題の概要

- 臨時休業を行っていない学校や、オンライン学習等を提供できている学校も含めて、一律に学年の終期を8月まで延長する場合に、児童生徒本人や保護者からの不満、不公平感、関係自治体や私立学校からの反発を招くおそれ。

対応策

- 全国一律（在校生に限って修業年限（※）を延ばす立法を行う等）を前提としつつ、
- 岩手県など、臨時休業の期間が極めて短かった地域に存する学校については、例外的に、設置者が定めることにより、4月課程を採用できることを検討する。

（※ その年限在籍しないと卒業要件を満たさない）

（さらなる課題）

- ※ 制度が複数存在する場合には、転勤等の場合の不都合が生じる。
- ※ ただし、入学者選抜を伴う学校への進学に際しては、年2回の入学者選抜（3月末及び8月末卒業者）が必要となるが、入学者選抜の実施者及び作問者（学校教員等）の負担で、対応できない可能性が残る。
- ※ 高校生の就職活動については、全員が一律に卒業することを前提に日程が組まれている。3月末、8月末の卒業生が発生することとなると、複数回の採用日程を組むよう、企業等関係者と調整する必要。
- ※ また、中退することを選択する生徒への補償等について：P.28

備考

- ⇒ これらの県においても、4～8月を調整期間や準備教育期間のような形として、新学年を9月開始とすることも考えられるが、遅れた側に合わせるようになるため、引き続き不満や反発が生じるおそれ。
- ⇒ 学年の始期が異なる地域に転勤した場合の転校先の選択肢が限られる。
- ⇒ 入試や就職活動の機会が複数回行えない場合、臨時休業等の影響を受けなかった地域の生徒の選択肢が限られる。

課題の概要

- 学年の終期を延長することに加え、現在小学校・中学校等に在籍する児童・生徒の保護者に対して、教育を受けさせる義務を課す期間を5か月延長するか。
- 普通教育を受けさせる義務は、憲法第26条第2項に定められた憲法上の義務であり、その変更にあたっては慎重な検討が必要

対応策

- 憲法第26条第2項を受けて義務教育を受けさせる義務を具体化している学校教育法第16条の改正にあたっては、中央教育審議会などにおける議論を経ることが必要と考えられる。

(関連する課題)

- ※ 義務教育中の受刑在院者の処遇施設：P.26
- ※ 労働者の最低年齢：P.27
- ※ 就職が遅れる生徒への補償等について：P.28

備考

- 学校教育法第16条の改正は、憲法第26条第2項に定められた国民の憲法上の義務に影響を及ぼすものであり、国民への丁寧な周知が必要となる。
- 改正にかかる議論においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりによって行政が十分な義務教育を提供出来ていないという理由により、国民の義務を変更することを正当化することができるかという点について議論することが必要と考えられる。

課題の概要

- 生まれ月の早い遅いで、一部の幼児のみが予定より早く卒園・入学となる分断が生じる（同級生が、先輩・後輩関係になるほか、一部の子供について幼児教育・保育を受ける期間が他の子供よりも1年間短い状態で小学校に入学することとなり、小学校の環境についていけるか不安が生じる）。
- 同じ時に受験を受ける者の範囲が変わり、生まれ月の有利不利が変わる保護者に不満が生じるおそれ。

対応策

- 児童・保護者の不安や動揺の軽減を図るため、学年の分断の具体的な在り方を早期に確定するとともに、円滑な制度導入に向けた手引きを作成し、周知する。
- 幼児教育・保育を受ける期間が他の子供より1年間短い状態で就学する子供が不利益を被ることのないよう、受験機会等の確保や指導上の配慮措置について、設置者への要請を行う。

(別の対応策)

- ※ 就学対象範囲の9月～翌8月生まれへの変更を、今後生まれる世代から開始する。

備考

- 学年団の再編が児童の発達に与える影響を継続的に注視し、適切な公的ケアを提供し続ける必要がある。
 - 未就学期にとって最大17か月の月齢差による能力差は大きく、受験等における公平性の調整は極めて困難。
学年団の再編の結果「早生まれ」となり、受験で志望校への入学が叶わなかった児童の保護者、特に出産期を調整した者の不満を解消することは困難。
- ⇒ ※の場合、現在の義務教育就学開始年齢が5か月遅れる（就学前の期間が延びる）世代が7学年（約700万人弱）増え、保育等に係る課題（P.6）が長期化する。

パターン1

パターン2

- パターン1と同様の措置を5か年にわたって実施する。

- パターン1と同様。
- 再編された学年団の月齢差は13か月に収まるが、特に移行初年度において、1か月分の幼児（2015年4月生まれ）のみが幼児教育期間を縮小して1つ上の学年に統合されることから、当該幼児の保護者に不満が生じるおそれ。

課題の概要

- 移行期の2021年4～8月において1学年分（約50万人）多く園児を受け入れることになり、スペース及び保育士の確保（約1.7万人）が必要。

対応策

- この影響を軽減する観点から、例えば、入園・卒園・小学校入学の時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていくことが考えられる。
- ※ パターン2については、2021年8月に卒園する園児がパターン1よりも4か月分少なく、新たに入園できる園児も少ないため、複数年にわたっての待機児童の発生等、小学校への影響が緩和される分、保育所への影響が長期化する。

備考

- 小学校の入学時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていく対応策を取ったとしても、1か月間ではあるものの、約50万人の園児の保育を別に確保することが5年間必要だが、できない部分は各家庭で対応せざるを得ず、国民への1か月間の育児休業の延長のお願いなどが必要。
（なお、ベビーシッターの活用も考えられるが、コスト高騰の課題あり。）
※ なお、保育所等で働く保育士数（常勤換算）は、年平均2万人程度増加しているが、保育士の有効求人倍率は年々上昇（2017年1月：2.76倍、2020年1月：3.86倍）しており、保育士確保が困難になっている状況。
- また、通常より1か月多く育児休業を取得することになり、雇用保険の育児休業給付金が増加。
- なお、小学生の増加により放課後児童クラブについても待機児童が生じる（P.8）
- 小学校の入学時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていく場合、2024年度まで、4か月～1か月間、小学校に7学年分の児童が同時に在籍している時期が生じる。（次ページに続く）

対応策（続き）

（前ページ・再掲）

- 待機児童の発生の影響を可能な限り軽減する観点からは、例えば、入園・卒園・小学校入学の時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていくことも考えられる。

備考（続き）

（前ページからの続き）

- 【施設】：小学校6年生の卒業時期8月末より前に入学する児童1学年分の教室の確保について、P.11と同様の課題が、倍以上の規模で生じる。
 - ※ 例えば、東京都では新たに約4,400クラスが加わる。余裕教室（平成29年5月1日現在）3,607室（うち3,242室は当該学校施設として利用、残りは他の用途に転用）をどの程度活用できるかによって、不足分の教室の施設整備に約300～800億円が必要となる。
- 【教員】：1学年分の児童の増員に対応した教職員の確保について、P.10と同様の課題が、倍以上の規模で生じる。人件費の財政措置が必要となるとともに来年4月までの短期間に人員を確保する必要。
 - ※ なお、令和元年度（平成30年度実施）公立学校教員採用選考試験において、小学校の採用倍率は、2.8倍（過去最低）、採用者数は17,029人、受験者数は47,661人という状況
- 【教育課程】：5月から8月に対する教育課程や教科書をどうすべきかの検討が必要。
 - ※ 学習指導要領の改訂の例では、中教審への諮問から実施までに一部改訂であっても4年以上を要する。教科書は著作編集・検定・採択・製造供給に通常3年以上必要となる。

課題の概要

- 放課後児童クラブにおいても、移行期に1学年分（約20万人）多く児童を受け入れることになり、スペース及び支援員等の確保が必要。

対応策

- スペースや支援員等の確保のため対応の検討が必要。

備考

- なお、保育所の課題の緩和のために、小学校の入学時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていく場合（P.6）において、小学生の増加に伴い
 - ・ 6年生を2021年8月まで抱え続けるとともに、
 - ・ 同年5月から次年度の児童が小学校に入学することから、現状でも待機児童が発生している中で、必要な支援員やスペースを一度に確保することは現場の状況から困難と考えられ、待機児童が発生・増加することが想定される。

（参考）

- ・ P.6の場合、2024年度まで、4か月～1か月間、小学校に7学年分の児童が同時に在籍している時期が生じることとなり、相当数の待機児童が発生することが想定される。
- ・ 具体的には、約40万人の待機児童が、2021年度に4か月間、2022年度に3か月間、2023年度に2か月間、2024年度に1か月間発生。

課題の概要

- 移行期における児童生徒学生数（4月～8月生まれ。約40万人）の増加に対し、公立学校の教職員やそれに必要な財源の確保が必要。

	教員の延べ増員数（パターン1）	教員の延べ増員数（パターン2）
小学校	約10.9万人（2021～2026年度）	約9.46万人（2021～2030年度）
中学校	約6.1万人（2027～2029年度）	約5.26万人（2027～2033年度）
高等学校	約5.35万人（2030～2032年度）	約4.64万人（2030～2036年度）

対応策

- 移行期までに公立小学校教員2万人程度を採用する必要。同様に、公立中学校教員を2027年に、高校教員を2030年に同数程度を採用。
- その児童生徒学生の卒業時まで、国において必要な財政措置（義務教育費国庫負担金等）や、自治体における教職員の確保のための採用活動や財源確保が必要。
 - <影響額>
 - 小中学校関係：1兆1,265億円（2021～2029年度合計）
 - 高校関係：4,122億円（2030～2032年度合計）
 - ※進学に従い、高等教育でも増員への対応が必要。

備考

- 移行期までに公立小学校教員を約2万人程度増員することは極めて困難。
 - <参考>
 - ①令和元年度採用選考の小学校教員（公立）受験者数：47,661人
 - ②令和元年度採用選考の小学校教員（公立）採用者数：17,029人
 - ③仮に令和元年度採用選考において2万人追加で採用した場合の採用倍率（全国）：2.8倍⇒1.3倍（※）
 - ※2019年度に採用倍率2倍を切っている区市（12区市）をはじめ、受験者数が採用予定者数を下回る区市が出るおそれ。
 - ※増員した学年団が卒業した後は、増員した教員が余剰人員となることを想定し、正規採用以外の勤務条件も考慮に入れて増員分を確保する必要がある。
- 採用倍率の低下による教員の質の低下のおそれ。
- 同様の課題が2027年度に中学校において、2030年度に高等学校において、それぞれ発生する。
 - ※海外の日本人学校・補習授業校も同様

- パターン1と同様。
- ただし、教職員の人件費の増は5年にわたって平準化可能。
 - <影響額>
 - 小中学校関係：9,765億円（2021～2033年度合計）
 - 高校関係：3,570億円（2030～2036年度合計）

- パターン1と同様。
- 段階的に増員するため、パターン1よりは課題が緩和されるが、教員志望者が減少傾向にある中でなお採用が難しいことが想定される。

課題の概要

- 教職員（地方公務員）や、スクールカウンセラー（会計年度任用職員）等が教育年度途中（3月末）で定年退職・任期切れ等となることによる学校運営の支障への懸念。

対応策

<定年>

- 定年退職日の変更（現行3月末）等を検討する必要。地方公務員法又は教育公務員特例法の改正（2020年度中の施行）や、地方公共団体における関連条例等の改正の検討が必要。

※教育公務員のみの変更であれば教育公務員特例法の改正

<任用全般>

- 各地方公共団体が制定・運用する、
 - ・教職員の任用（採用・転任・昇任・降任・退職等）
 - ・教職員の人事評価
 に関する条例、規則、教育長決定、要綱等、各種通知等について、改正が必要となる条例等の洗い出しを行うとともに、教育年度と合わせるため、全ての地方公共団体において条例等の関係規定の改正（2020年度中の施行）が必要。

<会計年度任用職員>

- 地方公共団体において事務負担が増加することとなるが、教育年度途中（会計年度が切り替わる3月末・4月初）ごとに退職・再度採用を行う必要。
- あわせて、職務内容、勤務形態等によっては、任用形態の工夫（任期付職員として任用等）を検討。

備考

<定年・任用全般>

- 教職員等と採用・退職期を異にする他部局との人事交流に調整が必要。
- 定年退職日等に関する条例等の改正作業（2020年度中の施行）のため、各地方公共団体に事務負担が発生する。実施までに一定の時間を要するため、2020年度中の施行が困難のおそれ。
- 地方公共団体における人事管理は個別性・固有性が強いことから、改正について各団体において検討し、その妥当性を検証する必要。

<会計年度任用職員>

- 左記のとおり現行法においても対応可能だが、その場合は以下の懸念に適切に対応する必要。
 - ① 地方公共団体の毎年度の事務負担が発生。
 - ② 身分が不安定となるため、その職を希望する者にとって就職を躊躇する要因となるおそれ。

課題の概要

- 移行期における児童生徒数の増加に対応するため、教室不足が発生するおそれ。（進級に伴って、将来的には中学校、高等学校、高等教育機関に波及）

対応策

- 校舎の新增築、プレハブ校舎の活用、余裕教室の活用など、各学校設置者が取り得る措置への国としての支援が必要。
- 余裕教室は一般的に都心部には少ない傾向にあり、小学校高学年の授業を中学校の余裕教室を利用して行う等の方策も考えられる。
 - <影響額> ※公立分のみ

小学校関係	：約1,336億円（2020年度）※1
中学校関係	：約1,241億円（2026年度）※2
特別支援学校関係	：約 530億円※3、4
高等学校関係	：約 659億円（2029年度）※5

※1：7,000教室を新築（17.3百万円/教室）、7,000教室を改修（1.8百万円/教室）
 ※2：6,500教室を新築（17.3百万円/教室）、6,500教室を改修（1.8百万円/教室）
 ※3：3,350教室を新築（15.8百万円/教室）
 ※4：小学部：約142億円（2020年度）、中学部：約190億円（2026年度）、
 高等部：約198億円（2029年度）
 ※5：3,450教室を新築（17.3百万円/教室）、3,450教室を改修（1.8百万円/教室）

備考

- 一般に、校舎の新增築には、設計、発注手続、工事等で1年以上、プレハブでも6か月程度を要する。
通常工期となる長期休業期間を短縮して授業を行ったり、工期が降雪期と重なったりして、一部地域では工事が遅れるおそれもある。
- 中学校の余裕教室の活用は、教育上支障がないか留意が必要。また、これまで余裕教室を活用して行ってきた少人数指導等が困難になる。
- 特別支援学校については、現在でも3,162教室の不足が生じており、余裕教室の活用はできないことから、大幅な学級増加への対応が困難。
※進級に伴って、将来的には高等教育機関に波及する可能性あり
※海外の日本人学校・補習授業校も同様の対応の可能性

- パターン1と同様。
- ただし、補助金等の増は複数年度に分散する。
 - <影響額> ※公立分のみ

小学校関係	：約1,432億円（2020～2024年度）※1
中学校関係	：約773億円（2026～2028年度）※2
特別支援学校関係	：約432億円※3、4
高等学校関係	：約401億円（2029～2031年度）

※1：7,500教室を新築（17.3百万円/教室）、7,500教室を改修（1.8百万円/教室）
 ※2：4,050教室を新築（17.3百万円/教室）、4,050教室を改修（1.8百万円/教室）
 ※3：2,730教室を新築（15.8百万円/教室）
 ※4：小学部：約142億円（2020年度）、中学部：約114億円（2026年度）、
 高等部：約176億円（2029年度）
 ※5：2,100教室を新築（17.3百万円/教室）、2,100教室を改修（1.8百万円/教室）

- パターン1と同様。
- ただし、設備は複数年にわたって段階的に増強することも可能になる。

課題の概要

- 主に夏季休業中に実施されている部活動等の全国大会の開催時期や位置付け（参加対象学年等）について、9月入学による学校の年間スケジュールにあわせて、大会主催者において、予選大会段階からの日程の変更等の調整が必要。
- ・ 運動部活動及び文化部活動の全国大会の例

〔例、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会・選抜高等学校野球大会、全日本バレーボール高等学校選手権大会、全国高等学校ラグビーフットボール大会、全国高等学校サッカー選手権大会、全国高等学校柔道選手権大会、全国中学校体育大会 等、全国高等学校総合文化祭、全国高校書道パフォーマンス選手権大会、NHK杯全国放送コンテスト、全日本吹奏楽コンクール、全日本合唱コンクール、NHK全国学校音楽コンクール、マーチングバンド全国大会、全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会 等〕

対応策

- 学校の年間スケジュールを組み直した上で、開催団体（民間団体等）において、必要に応じて大会の開催日程や会場の見直しが必要。
- 全国・地方大会の主催者に情報提供を行い、大会の在り方について検討の要請等を行うとともに、必要に応じて主催者等と開催時期の調整を行うことが必要。

（調整が必要な団体）

- ・ 各大会主催団体
（全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、日本高等学校野球連盟等の各中央競技団体、全国高等学校文化連盟、全日本吹奏楽連盟等の文化活動の関係団体）
- ・ その他民間企業等

備考

- 部活動は学校の教育活動の一環であり、学校全体で考える必要があるが、技術的な調整事項は以下のとおり。
- 日程変更は、学校の年間スケジュール等との検討・調整が必要。
例) 夏休みに開催されている全国大会の場合
 - ・ 引き続き夏休みに実施：学年末開催となるため、最終学年の生徒の参加困難
 - ・ 冬休みに変更：地域によって積雪等で屋外練習が困難。不公平感や生徒の怪我のリスクが生じる
 - ・ 春休みに変更：入試までの期間が短くなるため、進路準備が不十分になるおそれ
（春休み・冬休みに変更する場合、同規模の大会開催のためには、休みの期間を延ばす必要もあり）
 - 高校野球の甲子園のように特定の施設で開催する大会や音響に配慮した大規模な会場が必要な吹奏楽やマーチングの大会はもとより、特に全国大会は、開催地や会場確保等について数年前から調整を行っており、対応は困難。
（全国大会だけでなく、全国大会の予選大会等様々な地方大会等における調整も必要）
（中央競技団体や文化団体の主催行事は、成人の大会など他の世代の大会の日程との含めて調整が必要）

課題の概要

- 高校入試や大学入学共通テスト、各大学個別の入試等について、実施時期の移行の検討が必要。

(私立高等学校等の入試)

- 高校は公私連絡協議会の申合せ、小中学校は学校判断の下に、長期間の試行錯誤を経て形成されてきた入試の実施時期の変更が必要となる場合には、事業者団体による調整が独占禁止法違反となり、地域・学校任せの調整が困難。

対応策

- 実施時期の移行について、オリンピック等の他の行事の開催時期に留意しつつ、各試験の実施者に検討を要請するとともに実施者との間で実施時期を調整することが必要。また、試験実施に当たっての感染症対策の徹底や試験会場における熱中症対策への支援の検討が必要。

(私立高等学校等の入試)

- 移行期の競争激化(P.29)の緩和方策と合わせて、公的な関与・要請により広域的な実施時期の調整を行い、受験機会の確保を図ることが必要。

備考

- 2021年度入試については、試験会場の確保や、宿泊施設との関係で、オリンピックや関西ワールドマスタースターズゲームズの開催地域では、入試の実施時期にこれらの施設が確保可能か、関連行事の主催者・旅行業界等との調整が必要。
(事実上、実施時期の選択に制約を受けることも考えられる)

課題の概要

○ 養成施設となっている学校の卒業時期の変更に伴い、各種国家資格試験について実施時期の移行の検討が必要。

<影響を受けうる国家資格の例>：

(医療・衛生・福祉関係)

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、管理栄養士、理容師、美容師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

(法律・会計関係)

法曹、公認会計士、税理士、弁理士

(産業関係)

獣医師、海技士、技術士、家畜人工授精師、自動車整備士、放射線取扱主任者 等

※下線を付した国家資格は、直近の受験者が1万人以上のもの。

○ 養成ルート of 修業年限に複数のパターンがある国家資格については、卒業時期の異なる学生が混在する年が存在し、卒業前に資格を取得するためには、年に2回の国家試験実施が必要となる。

対応策

- 卒業時期やその他の教育スケジュール等も踏まえ、実施時期や実施回数を調整する必要。(オリンピック等の他の行事の開催時期に留意する必要。)

備考

- 中学校・高校卒業を主たる対象とする就業資格については早急に、高等教育機関卒業を主たる対象とする就業資格は、卒業時期の移行年度に合わせて、実施時期の移行を検討する必要がある。
- ただし、医師や理学療法士、獣医師の試験、司法試験など、関係の審議会・委員会において必要的に審議するものもあり、実施時期の変更には時間を要するものがある。
- 大学教員等に作問・審査等を行う試験委員を委嘱している試験については、大学等の年間スケジュールの変更に伴い、試験委員が試験業務にエフォートを割けなくなる可能性がある。
- 試験会場として高等教育機関を利用している試験については、大学等の年間スケジュールの変更に伴い、試験会場確保に支障が生じる可能性がある。
- 国家試験の実施回数を増やすことについては、試験実施のための予算・人員の必要性や医療機関への影響等を含め、慎重に検討する必要がある。

課題の概要

- 教育期間の延長に伴い、生徒・保護者に追加的な教育費用が発生。

対応策

- 追加的な教育費用の負担について、対応を求められる可能性があり、その検討が必要。

<影響額※1>

- ①学習費総額※2： 2兆4,939億円
- ②学習費総額から学校外活動費※3を除いたもの： 1兆2,173億円

(※1) 保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した経費(小学校、中学校、高等学校に係るもの。出典：「平成30年度子どもの学習費調査」)に、各学校段階に在籍する子どもの数(出典：「平成30年度学校基本調査」)を乗じて計算。

(※2) 学校教育費(教材費、遠足費、通学費、PTA会費等)、学校給食費、学校外活動費の総額

(※3) 学習塾・習い事・図書費等の総額

備考

- 教育期間の延長に伴い、家庭等の投資によって格差が拡大するとの指摘もある中(P.2)、学習塾に通う期間も延長したいとする希望など、それらに係る私費負担増に関して、補償の範囲及び内容によっては、生徒・保護者より不満の声が挙がるおそれ。
※海外の日本人学校等も同様の対応の可能性

課題の概要

- 秋季入学へ完全に移行するまでの間、高等教育機関においては毎年4～8月の間、いずれかの学年の学生が不在となり、その間に授業料収入を得ることができなくなることから、収支計画を見直す必要が生じる。

対応策

- 収支計画の変更起因して各大学設置法人が直面しうる財政面での困難に対し、適切な支援等を検討する必要がある。

<影響額>

私立大学等^{※1}：約9,326億円^{※2}

国立大学^{※3}：約876億円^{※4}

公立大学^{※5}：約316億円^{※6}

(2021～2024年の4～8月分)

(※1) 私立大学の学部(昼間)、短期大学(本科・昼間)、高等専門学校

(※2) 私立大学等の平均授業料(出典：「私立大学等の平成30年度入学者に係る学生納付金等調査結果」)に、令和元年度入学者数(出典：「令和元年度学校基本調査」)を乗じて計算。

(※3) 国立大学の学部(昼間)

(※4) 国立大学の授業料(出典：国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号))に、令和元年度入学者数(出典：「令和元年度学校基本調査」)を乗じて計算。

(※5) 公立大学(短大含む)の学部等(昼間)

(※6) 公立大学(短大含む)の授業料(学部等：昼間)の平均(出典：2019年度学生納付金調査結果)に令和元年度入学者数(出典：「令和元年度学校基本調査」)を乗じて計算。

備考

- 私立学校の主要な収入源は授業料であり、適切な支援が無い場合、多くの私立学校が資金繰りの困難などから経営難に陥るおそれ。

<関連団体>

- ・ 日本私立大学連盟
- ・ 日本私立大学協会
- ・ 日本私立短期大学協会 等

課題の概要

- 地域・学校によっては、既に教育活動を再開しており、2020年度分の教育課程の実施を進めている学校もあるところ、現在の学年の終期が8月に変更された場合、2020年度分の教育課程は最大約1年半をかけて履修することとなり、指導計画の組み直し等が必要。
- 学年途中で長期休業（夏休み）を挟まないため、長期休業中に学校の目が届きにくくなる。

対応策

- 地域ごとの学校再開状況の差を踏まえ、移行期における混乱が生じないように配慮しつつ、指導計画の作成について支援。
- 学年間の長期休業において、生徒指導上の配慮（虐待防止等も含む）や家庭学習について支援。

備考

- 2021年4～7月の4か月が指導期間として追加されるところ、7月以前に学校が再開された地域にとっては通常1年間で実施する2020年度の教育課程を1年以上かけて実施することになる。
- 特に、小学校では、2021年9月に入学してくる17か月分の児童の指導計画も並行して作成する必要があるため、対応には困難が伴う。（次ページに再掲）
- また、感染症対策を行いながら指導計画の変更の検討調整を行うため学校現場に大きな負担がかかる。
- 特に最終学年の夏季休業については授業終了から進学までの期間が長期にわたることから、丁寧な生徒指導が必須。

- パターン1と同様。

- パターン1と同様。ただし、2021年9月に入学する小学1年生の発達差は13か月にとどまる。

課題の概要

- 2021年9月に13か月以上分の児童が小学校に入学することとなるところ、発達段階の差が平時より大きく、かつ、本来2022年4月に小学校へ進学する予定であった児童は就学前教育を受けた期間が短く、学校における指導が難しくなるおそれ。
- 現行の学習指導要領は、発達段階を踏まえた学習内容を盛り込んでいるが（体育等）、年齢が遅れる場合、必要に応じて児童生徒の発達段階に合わせ、指導計画の変更を検討する必要。

対応策

- 小学校は、17か月差の児童で構成される小学1年生を2021年9月に受け入れることとなるため、入念な指導計画を迅速に立案・準備する。
- 指導上の留意点の整理など、学校や教員に対する支援を実施。

備考

- 左記の課題を行ったとしても、発達段階の差に対する指導上の工夫等には限界もある。
- これに併せて在校生の学期延長に伴うスケジュールの組み替えも同時並行で進める必要があることから、小学校に掛かる負担は大きくなる。

- パターン1と同様。2021年9月に入学する小学1年生の発達差は13か月にとどまるが、1か月分の幼児（2015年4月生まれ）は同学年の中で少数者となり、特に配慮が必要なことから、指導上の配慮措置について、設置者への要請等を行う。

- パターン1と同様。2021年9月に入学する小学1年生の発達差は13か月にとどまる。

課題の概要

- 国家公務員、地方公務員ともに、新卒者採用時期を変更する場合、卒業年度（※）以降、4～8月期に欠員が発生するおそれ。
- 企業の人事慣行次第だが、4月採用から9月採用に移行した場合、移行した学年の卒業年度（※）において退職時期と入職時期にギャップが生まれ、人手不足が生じるおそれ。

（※ 例えば、大学卒業の場合は2025年度）

対応策

- 公務員の採用試験の時期や定年退職日（現行3月末）の変更を検討する必要。
- 企業においても、必要に応じて退職時期の調整が必要。

備考

- 地方公共団体における人事管理は個別性・固有性が強いことから、改正について各団体において検討し、その妥当性を検証するとともに、国家公務員における取扱いとの整合性にも留意する必要がある。

課題の概要

- 医療従事者（医師や看護師等）について、卒業時期や臨床研修の開始時期の変更に伴い、新規の資格取得者の就業が後ろ倒しとなり、卒業年度当初に欠員が生じるおそれ。
- その他、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、放課後児童クラブの職員についても、同様の懸念。

対応策

- 医療機関における退職時期の変更等の検討とともに、医療関係団体とも調整を行う必要。

備考

課題の概要

- 中学生・高校生・大学生等の就職・採用活動に関するスケジュールを後ろ倒しするとともに、4月入社を前提としていた場合における事業者の採用計画について見直しを求める必要。

対応策

(中高生関係)

- 従来と就職採用日程が大きく変わることから、選考開始期日等の就職活動時期の変更について、関係者との調整が必要。
- 会社見学や三者面談、実習時期の変更など、各学校における学習計画の見直しを行う必要。

(大学生関係)

- 2025年8月卒業・修了の学生については、従来と就職採用日程が大きく変わることから、就職採用日程の決定時期を含め、関係者との調整が必要。

備考

(大学生関係)

- 就職・採用活動日程の見直しに当たっては、夏季に行われている長期インターンシップ等が就職・採用活動における広報活動の解禁時期（仮に現行の3月開始を5か月後ろ倒せば8月開始となる）と同時期となる可能性があるため、両者の関係など、インターンシップのあり方についても同時に検討する必要あり。
- 現在の大学生について、7～8月卒業となる学生もある程度でてくるものと想定され、こうした混在期において想定される企業・学生双方の不安感を和らげる必要が発生する可能性あり。

(その他)

- 農林水産業について、卒業時期の後ろ倒しにより春から夏の作業に従事する労働力が不足するおそれがある。

課題の概要

就学期間の変更に伴い、各種手当の支給要件等の変更が必要。

<変更を要する給付等の例>：

【人事院】 国家公務員の扶養手当、国家公務員災害補償の遺族補償年金等

【内閣府】 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設に関する給付等、児童手当

【総務省】 地方公務員共済の公務遺族年金・家族療養費、地方公務員災害補償の遺族補償年金、消防団員等公務災害補償制度、地方公務員の扶養手当等

【財務省】 国家公務員共済の公務遺族年金・家族療養費

【厚労省】 遺族年金、障害基礎年金の加算、加給年金、児童扶養手当等、児童自立生活援助事業等、生活保護（進学準備給付金）労災の遺族（補償）年金、石綿救済法に基づく特別遺族年金、健康保険・船員保険・国民健康保険における未就学児の一部負担金、国民健康保険被保険者資格証明書の交付対象範囲

対応策

- 関連規定の改正の検討とともに、支給期間の延長に伴う予算措置が必要。
- 支障が生じないようにシステム改修

備考

- システム改修経費の支援が必要となる可能性。
- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、補正予算等において各種の助成金や給付金の支給事務を実施している時期に、システム改修等を含めた対応を短期間で行う必要があり、対応は困難が伴う。

課題の概要

- 移行期においては、保護者の転勤時期が4月開始の年度に連動することが多く、9月開始の学年とズレが生じるため、卒業間際の転校となることや、それを避けるために親の転勤から遅れて転校する場合には、二重生活に伴う経済的負担や子供への心理的負担が生じるおそれ。

対応策

- 保護者の勤務先における転勤時期の配慮を使用者に要請を行うことが必要。

備考

- 企業の人事計画に関係するため、予め調整が必要。

課題の概要

- 国民の季節観・暦意識との関係で、桜の季節に合わせた和装（着物・袴）等での入学式・卒業式といった日本に根付いている独自の文化や世代を超えて国民を結びつける共通の記憶が損なわれるおそれ。
- また、学校行事の実施時期の変化に伴い、各種業界に対する影響が生じるおそれ（例：入学式・卒業式等で飾る生花の生産者・小売店、会場設営業、修学旅行のアレンジや受入を行う旅行業、宿泊業、等）

対応策

- 関係事業者が学校行事の実施時期の変更に最大限対応（生産スケジュールや人員確保）ができるよう、変更状況について可及的速やかに情報提供する必要がある。

備考

- 国民に定着した季節感・暦意識を損ねることに対する反発は不可避。
- 入学式・卒業式開催季節の変更による、需給バランスの安定や供給商品の変化に係る商品開発が終了するまでには相応の期間がかかるものと見込まれ、その間の関係業界の混乱は不可避。
<例>
 - ・卒業式・入学式では、フラワーアレンジメントや鉢花で花飾りが行われるのが一般的で、生産者はこうした需要期に向けて、一定期間をかけて花きの栽培を行っている。このため、入学式・卒業式の開催季節が変更された場合、春季の品目から夏季の品目への作付体系の変更等の対応が必要となり、生産現場に大きな混乱をもたらすおそれ。
 - ・通常閑散期（2月頃）に行われる卒業旅行が繁忙期（7・8月頃）に移行することで、旅行・宿泊業における閑散期の需要の落ち込みと、繁忙期における需要の取りこぼしが生じるおそれ。
 - ・秋口に実施されることの多い修学旅行がずれ込むことにより、宿泊施設、交通機関、観光施設に混乱が生じるおそれ。

課題の概要

- 毎年定例的に実施されている国民的な文化・スポーツイベントについて、学校の各種行事が変更になる場合、会場や人材の確保等の面で日程変更についての調整が必要となる可能性。
＜影響を受けうる主な会場の例＞：
日本武道館（柔道・剣道等の武道大会、音楽ライブ）、東京ドーム（プロ野球、ライスボウル（アメフト）、音楽ライブ、展示会）、神宮球場（プロ野球、六大学野球、高校野球、音楽ライブ）、味の素スタジアム・駒沢オリンピック公園（プロサッカー、陸上、音楽ライブ）
- 特にスポーツに優秀な者が目指すAO・推薦入試の時期や就職スケジュール（プロ野球のドラフト等）にあわせて、関係団体（主催団体、学校、企業、各競技チーム等）間の調整が必要となる。

対応策

- 大会主催者に情報提供を行いつつ、検討を要請するとともに、必要に応じ、主催者間の調整の支援が必要。
(関連の課題と連動して検討が必要)
※ 学校の部活動等の全国大会 (P.12)
※ 入試について (P.13)
※ ドラフト等については、就職活動 (P.21)

備考

- 大きな会場は限られており、展示会含め各種イベントが行われるため調整が困難なおそれ。
(例：国民体育大会は5年前には開催が内定し、開催準備を開始。)
- オリンピック等の他の行事の開催時期に留意する必要（新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったイベントの再実施も可能性あり）

課題の概要

- 少年院法上、受刑在院者について、16歳に達した日の翌日から起算して14日以内に少年院の長はその者を刑事施設の長に引き渡さなければならないが、卒業時期の後ろ倒しに伴い、16歳に達した時点でも義務教育を終了していない者が生じることとなる。

対応策

備考

パターン1

- 16歳に達した時点でも義務教育を終了していない者の身柄の引渡しについて、検討が必要。
(法改正の場合は経過措置で対象者を指定)

- 引渡しを行う場合は、義務教育期間中に刑事施設に身柄を引き渡されることになる。

パターン2

- パターン1と同様。
(法改正の場合は経過措置で対象者をパターン1より細かく指定)

- パターン1と同様。

課題の概要

- 労働基準法上、義務教育の終了まで（満15歳に達した日以後の最初の「3月31日」が終了するまで）児童を使用してはならないが、卒業時期の後ろ倒しに伴い、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した時点でも義務教育を終了していない者が生じることとなる。

対応策

備考

パターン1

- 当該規定について、9月入学移行後の義務教育の終了の日に合わせる。
（法改正の場合の施行期日は2021年4月1日までの間。
経過措置で対象者を指定）

- 労働基準法改正に当たっては、公労使が参画する労働政策審議会を経ることが必要。

パターン2

- パターン1と同様。
（経過措置の対象者はパターン1より細かく指定）

- パターン1と同様。

課題の概要

- 現在の在校生や来年度以降の入学生は就職が5か月遅れるため、個人の逸失利益が生じるおそれ。
- 家庭の事情等により、入学時に予定していた卒業予定年度の3月末で中退を余儀なくされ、予定学歴が得られなくなるおそれ。

対応策

- 定年延長により生涯獲得賃金として確保することを検討。

備考

- 定年まで勤めない場合、ある年齢までの収入は逸失状態のままとなる。
- 卒業が可能であった学校の生徒も含めて、全国一律の学年の延長や、義務教育期間の延長を行う場合には対応を求められる可能性がある。

<影響額>

就労が遅れることになった者：約1,693億円（※1）

中退することになった者：約184億円（※2）

※いずれも1学年分

計算式：

※1：高卒男性賃金5か月分×生活費控除(1/2)×令和元年度高卒就業希望者

※2：平成30年度高校中退者数（経済的理由+家庭の事情）×学歴差による収入差額（生活費控除(1/2)）

※なお、現在の大学の在大学生については卒業に遅れが生じないことを想定しており、ここには含んでいない。

- なんらかの対応を行う場合は、制度創設や財源確保のほか、支給対象者の範囲の調整等について、広範な議論が必要となり、9月入学実施までの短期間の間に学生に提示して不安を解消することは困難。

課題の概要

- 移行年の学年は小学校入学から大学卒業まで、同学年の人数が他学年より多い状況（1.1～1.4倍）が継続するため、各段階における入試や就職に際して、競争が激化するおそれ（常に「狭き門」となる）。

対応策

- 高等学校に関しては、国からの要請に加え、地域全体として高等学校等の経過的な生徒増に対応した定員が確保されるよう、公私連絡協議会等を通じて確保方を協議して定めるなどの取組が必要。
- 大学についても、入学定員、収容定員の増加について、大学側への要請や必要な支援を行う。
- 競争激化に伴う学歴の格差を生まないよう教育の受け皿を確保するとともに、就職支援の強化と企業の採用への協力。

備考

- 高等学校に関しては、空き教室の不足など物理的なキャパシティや教職員の確保等の問題で定員を増加できない学校及び設置者に対して定員増加を強制することは不可能。
- また、地域全体で定員増加の措置を講じたとしても、高等学校等ごとに定員増の幅が異なることとなれば、個々の入試倍率は変動することとなる。
- 企業の規模や地域、経営状況によって協力が得られないおそれ。

- パターン1より競争の程度は緩やかであるが、パターン1と同様の対応策は必要。

- パターン1と同様。